



授業料免除(家計急変)申請の ポイント

申請対象者

■新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した世帯の学生

具体的には...

- ・公的支援を受給した
- ・所得が令和元年度から令和4年度までのいずれかの年度と比較して1/2以下となった
世帯

※本人ではなく、世帯の所得で確認します。

どちらかに該当する必要があります！

公的支援とは

■ 下記①～③を全て満たしているもの

- ① 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- ③ 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

公的支援の例

	制度名
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付
3	危機対応融資
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)
7	緊急小口資金 総合支援資金(生活費)
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予
10	国税・地方税の納付猶予

公的支援に該当しないもの

- 新型コロナウイルスの影響が理由でない
公的支援
- 審査を行っていない公的支援
(特別定額給付金、NHKの受信料の猶予、
児童手当の上乗せ 等)
- 民間の機関が実施している支援
(銀行に対する借入金の返済の猶予、
ガス・電気料金の猶予) など

所得が1/2以下となった世帯の例

三人家族の場合



アルバイト
↓
給与1/2以下



会社員
↓
給与1/2以下



専業主婦

所得のある人の収入が全て1/2以下なので、該当する。

所得が1/2以下となった世帯の例

三人家族の場合



新型コロナウイルス
感染症の影響なし



会社員
↓
0円



専業主婦

学資負担者のみ収入が減った場合でも、世帯収入が1/2以下になっていれば該当する。

所得が1/2以下となった世帯でない例

三人家族の場合



アルバイト
↓
0円(バイトなし)



新型コロナウイルス
感染症の影響なし



新型コロナウイルス
感染症の影響なし

学生の収入は1/2以下になっているが、世帯としては1/2以下となっていないため、上記の場合、**該当しない**。

申請対象外の者

■新型コロナウイルス感染症の影響での家計急変がない世帯の学生

※高等教育の修学支援新制度(新制度)で「第一区分」の受給が決定した学生は、授業料は全額免除となりますので、申請する必要はありません。

※すでに授業料免除を申請している場合も、上記に該当していなければ申請することができます。

申請期間

■令和5年5月9日(火)～5月12日(金)

■9時00分から17時00分までです。

※ただし、12:00～13:00は除く。

※申請期間及び受付時間を厳守してください。

期間外、時間外は**受付できません**ので、ご注意ください。

申請方法

- 必要書類を準備する。
- 「授業料免除システム」で必要事項を入力し、「本人調書」をプリントアウトする。
 - ※授業料免除システムへログインできる期間は、申請受付期間中のみです。また、ログインは山口大学内からのみ可能です。
- 上記を申請期間中に提出場所へ提出する。
 - ※提出方法は「持参」とします。

授業料免除システムについて

■山口大学HP > 在学生の皆様

> 学生生活の手引き > (2) 入学料・授業料

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm>

※上記ページ内の、以下入り口から入ることができます。

授業料免除申請システム操作マニュアルを参照しながら
ご入力下さい。

授業料免除申請システム
操作マニュアル

授業料免除申請システム

※各種様式もこちらのページにあります。

必要書類

■しおりを**熟読の上**、ご準備ください。

書類は大きく以下の4つに分けられます。

①申請者**全員が提出**する書類

②所得に関する書類

→所得・収入のある方

③特別控除に関する書類

→特別控除を希望する方

④その他の書類

→該当者(給付型奨学金受給者、独立生計者)のみ

①申請者全員が提出する書類

■授業料免除願【家計急変】 (原本)

→大学HPからダウンロード

注意点

- ・本人及び**保護者の自署**が必要です。
- ・児童手当と児童扶養手当は異なります。
- ・令和5年度前期授業料免除申請状況確認(旧制度)の欄があります。

授業料免除願【**家計急変**】

令和 年 月 日

山口大学長 殿

_____ 学部・研究科

_____ 学科・課程・専攻 ____ 年

入学年月 _____ 年 ____ 月

学籍番号 _____ - _____ - _____ - _____

フリガナ(自署)
氏 名 署名 _____

保護者 ※保護者が自署すること
【※独立生活者または既卒生の場合は記入不要】

(自署)
氏 名 署名 _____

このたび下記理由により令和5年度 (前期・後期) の授業料を免除して
いただきたく、関係書類添付の上、お願いいたします。

記

理由 ※申請者本人が家族構成や家庭の事情を具体的に詳しく記入すること。

・あなたの山口大学公式メールアドレスを入力してください (_____)@yamaguchi-u.ac.jp
※本学からの連絡はこのメールアドレス宛に留めます。

・留年・休学について、該当する場合はチェックを入れてください。
以下の理由により留年・休学をしたことがあります。(該当する事由に○)
(病気・留学・大学院論文作成・その他: _____)

・申請者本人のアルバイトについて、該当するものにチェックを入れてください。
現在、アルバイトを 行っている(_____ 年 月~)(_____ 件) 行っていない

・児童扶養手当、遺族年金の受給状況について、該当するものにチェックを入れてください。
※主に母子・父子世帯の方が対象

同一生計の家族の中に、児童扶養手当を受給している者が いる いない

同一生計の家族の中に、遺族年金を受給している者が いる いない

・令和5年前期授業料免除(旧制度)の申請 行っている(受付番号: _____) 行っていない

①申請者全員が提出する書類3

■最新の**所得・課税**証明書(原本)

→市区町村役場

注意点

- ・①**所得の種類・金額**、②**住民税課税額**の2点が記載されている証明書が必要です。
- ・**本人を含む同一生計家族全員分**が必要です。

※無収入の者の場合、所得・課税証明書が発行できないことがあります。その場合は、非課税証明書を提出してください。

同一生計家族とは(例)



アパート(一人暮らし)
本人(父の扶養)

この場合、
本人、父、母、妹、弟、幼児の6人が
同一生計となります。
※同居しているかではなく、生計で判断してください。



実家

父、母、妹、弟、幼児
祖父母(別生計)
兄(新社会人=別生計)

①申請者全員が提出する書類4

■新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変したことを証明する書類

- ・公的支援の受給証明書(写)

貸与及び給付

- ・所得が1/2以下になったことを証明する書類

直近3ヶ月分の給与明細通知書(写)

又は給与等支給(見込)証明書(様式あり)(原本)

自営業の場合:収入金額と必要経費が分かる書類(様式任意)

※**該当するもの全て**を提出してください。

②所得に関する書類

■全ての収入に関し、所得・課税証明書に加え必要書類を提出する必要があります。

注意点

- ・所得・課税証明書に記載のある所得・収入全てについて、源泉徴収票などの書類が必要です。
- ・兄弟姉妹のアルバイトも収入に該当します。
- ・令和4年1月2日以降に就職した場合、「給与等支給（見込）証明書」(原本)が必要です。

③特別控除に関する書類

■特別控除について、希望する場合は、しおりをよく確認の上、該当の書類を提出してください。

- ・申請者本人の兄弟姉妹が大学(短期大学), 高等専門学校, 専修学校(専門・高等課程)に在学している場合
- ・身体または精神障がい者がいる場合
- ・6ヶ月以上の長期療養者がいる場合
- ・申請者本人又は学資負担者が災害を受けた場合

注意点

- ・指定する期日までに提出がない場合は、**控除の対象と
しません**。(申請自体が無効となるわけではありません。)²⁰

④その他の書類

■以下に該当する方は、必要書類があります。しおりをよく確認の上、該当の書類を提出してください。

- ・**給付型**奨学金受給者
- ・独立生計者

注意点

- ・常盤工業会、はばたこうなど1回きりの奨学金も含みます。
- ・貸与型(返還する必要がある)奨学金は提出不要です。
- ・日本人学生と外国人留学生では「生活状況申告書」が異なります。

不足書類がある場合

- 電話またはメールで依頼をします。
 - ・山口大学公式メールアドレスの確認をお願いします。
 - ・授業料免除担当の電話番号(083-933-5611)をご登録下さい。
- 不足書類の提出がない場合、保護者宛に督促文書を送付します。
督促文書に記載している提出期限までに書類の提出がない場合は、**申請は無効**となります。

注意事項

- 申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、**免除の許可を取り消すことがあります。**
- 以下の場合、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
 - ・申請結果の通知より前に**休学・退学**する場合
 - ・申請者本人の**連絡先の変更**があった場合
 - ・申請書類提出後、**家計状況に変更が生じた場合** 等

問い合わせ先

山口大学

学生支援課学生サービス係

(共通教育棟本館1階9番窓口)

(対応時間) 9:00 ~ 17:00

(電話) 083-933-5611

(E-mail) ga113@yamaguchi-u.ac.jp

※申請期間外でも、質問等可能です。